

## [ 運営規程 ]

### 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、当法人の運営を円滑にし、その目的を達成するため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

### 第2章 社員総会

(召集)

第2条 定款第10条の規定による臨時社員総会は、その請求を受け取った日より30日以内に召集の手続きをしなければならない。

2 定款第10条規定による臨時社員総会を招集する場合は、その通知書面に付議事項の要旨を記載しなければならない。

3 定款第15条に規定する事項の議事に関する総会を招集する場合は、その通知書面に付議事項の要旨を記載しなければならない。

(表決権)

第3条 会員は、社員総会における各1個の表決権を有する。

(表決委任の原則)

第4条 社員総会の通知には、表決権の委任に必要な書面を添えなければならない。但し、会員は届出て書面表決をすることを妨げない。

(決議方法)

第5条 総会の決議は、挙手をもって行う。但し、必要がある場合には、無記名投票をもって行うことができる。

### 第3章 例会

(例会)

第6条 定款第26条により、当法人はその目的達成及び会員相互の交流を図るため例会を設ける。

(例会の開催日)

第7条 例会は、原則として毎月第3木曜日 19:30より開催する。

(例会の担当)

第8条 例会の運営に関する事項は三役が担当する。但し、他の委員会の協力を得ることを妨げない。

(出席)

第9条 例会を欠席することが明確な場合、幹事に事前に報告をしなければならない。

## 第4章 委員会

(委員会)

第10条 当法人は、定款第27条1項に定めるところにより委員会をおく。

(委員会の構成)

第11条 委員会の構成は、定款第27条2項に定めるところによる。

(委員会の任務)

第12条 委員会は担当する事業を計画し、実施する。

2 委員会はその関係する事項に関し、意見を結集し、当法人の機能を通じ、その達成に努め、もって当法人の健全なる発展を図る。

(常設委員会)

第13条 当法人では、次の各号に掲げる委員会を設置する。委員会名称及び委員会数の変更は、これを妨げない。

- ① 経営委員会
- ② 交流委員会

(特別委員会)

第14条 会長は、前条に定める委員会の他に別に必要のある場合には、社員総会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の名称、役割については、社員総会にてこれを決定する。
- 3 特別委員会は、常設委員会に属する正会員の所属を妨げない。

(委員長の職務)

第15条 委員長は、委員会の会務を統括する。

- 2 委員長は委員会開催の都度その委員会の協議内容等を遅滞なく定例会で報告しなければならない。
- 3 委員長は当該年度の委員会の事業内容の全てを所定の用紙に細かく記録し、これを会長に提出しなければならない。

(副委員長の職務)

第16条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第17条 委員会は、委員長が招集する。

## 第5章 変更

(変更)

第18条 本規程の変更は、定款第15号第3項により、社員総会の議決を経なければならない。

## 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成23年12月19日より施行する。

(経過措置)

第2条 本規程による変更は、変更前の規定により生じた効力を妨げない。

(細則)

第3条 本規程の施行に関して必要な細則は、社員総会の議決を経て定める。